

**東日本大震災復興対策本部（第7回）**  
**緊急災害対策本部（第19回）**  
**原子力災害対策本部合同本部（第20回）**  
**合同会合 議事録**

1 日時：平成23年9月11日 14：45～15：45

2 場所：官邸4階 大会議室

3 出席者：（※代理含む）

【本部長】野田佳彦内閣総理大臣

【副本部長】藤村修内閣官房長官<進行>、平野達男東日本大震災復興対策担当大臣

【本部員】川端達夫総務大臣、平岡秀夫法務大臣、玄葉光一郎外務大臣、安住淳財務大臣、中川正春文部科学大臣、小宮山洋子厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、前田武志国土交通大臣、細野豪志環境大臣、一川保夫防衛大臣、山岡賢次国家公安委員会委員長、自見庄三国务大臣、古川元久国务大臣、蓮舫国务大臣、齋藤勁内閣官房副長官、長浜博行内閣官房副長官、竹歳誠内閣官房副長官、津川祥吾国土交通大臣政務官（岩手現地対策本部長）、後藤斎内閣府副大臣、松下忠洋経済産業副大臣、浜田和幸外務大臣政務官

4 配布資料

- 資料1 政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図
- 資料1参考 各本部の構成、本部員等名簿
- 資料2 復旧の現状と主な課題への取組
- 資料2別冊 被災地域の復旧の状況等（データ編）
- 資料2参考 東日本大震災からの復興の基本方針関連資料
- 資料3 [参考資料] 除染に関する緊急実施基本方針について
- 資料4—1 国際原子力機関に対する日本国政府の追加報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について—（第2報）（概要）（案）
- 資料4—2 国際原子力機関に対する日本国政府の追加報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について—（第2報）（案）
- 資料4—3 国際原子力機関に対する日本国政府の追加報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について—（第2報）（概要）（案） 英語版

5 議事次第

- 1. 黙祷
- 2. 内閣総理大臣発言
- 3. 政府における東日本大震災関係の対策本部等について
- 4. 議事
  - （1）復旧の現状と主な課題への取組等について

(2) 原子力被災者支援への取組状況について

(3) 国際原子力機関に対する日本政府の追加報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について－（第2報）

## 5. 自由討議

## 6 議事録

**藤村官房長官**：ただ今から、第7回東日本大震災復興対策本部、第19回緊急災害対策本部、第20回原子力災害対策本部合同会議を開催する。

本日は日曜日の開催にもかかわらず、ご参集いただきありがとうございます。3月11日午後2時46分、今2時45分になろうとするところですが発生いたしました東日本大震災が本日ちょうど半年になる。発生の時刻に合わせまして、皆様方とともに、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、追悼の意を表するために、1分間の黙とうを捧げたいと思う。ご起立を願います。黙とう。

黙とうを終わります。ご着席ください。

本日は、発災から半年であるとともに、野田内閣の最優先課題である東日本大震災からの復旧・復興と原子力発電所事故の収束について認識を共有するためにお集まりをいただいた。本日の議題は3件。一つ目は復興対策本部及び緊急災害対策本部として、復旧の現状と主な課題への取り組み等についての報告。二つ目は、原子力災害対策本部として、原子力被災者支援の取り組み状況の報告。三つ目は、原子力災害対策本部として、国際原子力機関に対する日本政府の追加報告書についてである。その後、自由討議を予定している。まず、本部長である野田内閣総理大臣から、挨拶をいただく。

**野田総理大臣**：ただ今の黙とうの間に、本当に多くの尊い命が失われましたが、追悼の思いと、いまだなお、厳しい生活を余儀なくされている被災者の皆様へのお見舞いの気持ちを込めさせていただいた。この半年間、皆様にも、様々な思いが去来していると思う。この間、それぞれ関係機関に置かれましては、昼夜たがわず、休日もなく、連日にわたって被災地のために賢明な取り組みをしていただいた。3本部の本部長としてあらためて感謝を申し上げる。

私は、先の木曜日に福島県に行ってきた。そして、福島原発において、懸命に作業をされている皆様に激励させていただいた。そして、第3号機の建屋も拝見させていただいたが、水素爆発を起こした当時と外観上は変わりはない。いまだなお、原発事故の収束がその戦いが道半ば。原発事故の収束無くして日本の信頼回復はない。どうぞ皆様、これまで以上に、この問題解決に向けての皆様のご協力をあらためてお願いを申し上げる。

また、金曜日は、台風12号による大変大きな被害が出た紀伊半島にも行ってきた。まだ傷跡が生々しく山肌に残り、川沿いにたくさん残っていた。災害列島である日本、どんなときにどういう災害が発生するかわからない。緊張感を持った対応をしていかなければならないことを、災害に対するまさに復旧にむけての万全を期していくことを改めて誓った次第である。

また、昨日は、宮城県と岩手県の視察をした。岩手県の陸前高田、多くの方がなくなり、損壊をした市庁舎の現場にも行ってきた。改めて、津波のエネルギーの恐ろしさを強く感じた。その、大自然のエネルギーを超える、官民挙げての、世界の英知を集めての、もっと大きなエネルギーを、被災地に投入しなければならないという新たな思いを持った次第である。なお、福島では、原発だけではなくて、除染の作業に取り組んでいらっしゃる現

場も拝見した。その地域では、住民のみなさん、あるいは、市町村長の皆さんから、除染、しっかりお願いしますという思いを、訴えを、強くいただいた。この思いに、こたえるために、各省全力を挙げていただきたいと思います。

先ほども平野大臣、細野大臣、松下副大臣とともに、いかに復興に向けての作業の加速化するかという相談をさせていただいた。やるべきことは見えてきている。後は実行あるのみと考えている。特に、関係閣僚の中から、不適切な発言があった。特に福島のみなさまには、ご迷惑をおかけすることになった。深くおわびを申し上げる。だからこそ、スピード感を持って、やるべきことをきちっと実行することによって、被災者の皆様に、その後期待に応えていかななくてはならない。そのことをお互いに確認し合って、今日は、有意義な、実りのある、被災者のための会議となることを、皆様をお願いをして、冒頭のご挨拶にかえさせていただく。どうぞよろしく申し上げます。

**藤村官房長官**：ありがとうございました。

では議事に入る前に、政府における東日本大震災関係の対策本部等について、竹歳官房副長官から簡単にご説明を申し上げる。

**竹歳副長官**：（※資料1により説明）

**藤村官房長官**：以上のように、東日本大震災関係については、緊急災害対策本部、原子力災害対策本部、東日本大震災復興対策本部の3対策本部を基本に、被災地の復旧復興に向けて取り組んでいくこととなっている。引き続き、3本部の役割分担と連携により取り組んでまいりたいと考えている。それでは議事に入らせていただく。まず、復旧の現状についてと主な課題への取組等について平野大臣からご報告をお願いします。

**平野復興大臣**：（※資料2により説明）

**藤村官房長官**：続いて、原子力被災者支援への取り組み状況について、細野大臣からご報告願います。

**細野環境大臣**：（資料3により説明）

**藤村官房長官**：続いて、国際原子力機関に対する日本政府の追加報告書について細野大臣からご説明をお願いします。

**細野環境大臣**：（資料4により説明）

**藤村官房長官**：ただ今の国際原子力機関に対する日本政府の追加報告書案について、ご意見ご質問等はいかがか。

**平岡法務大臣**：報告書の位置づけを確認したいのだが、この報告書は、例えば条約に基づいてこういったことが起こった時には報告するという決まりがあって報告するというようなものなのか、第2報となっているがどこまで続くのか。

**細野環境大臣**：各国はIAEAを通じて情報を得る枠組みができていますので、我が国としては随時最新の情報をIAEAに報告。したがってこの報告書も、IAEAから求められたわ

けではなく自発的に提供しているもの。特に6月はIAEAの閣僚会議が加盟国の要望により、福島事故を踏まえて原子力の安全を議題として開催された経緯がある。日本としてはそれまでわかった事実について報告すべきだろうという判断が当時の菅総理からあったので報告書を提出した。

9月は毎年行われている総会なので、必ずしも日本の事故がテーマではないが、各国の関心は非常に高いので、日本がきちっと説明しているということは国際社会に対する責任としても望ましいのではないかと考え、提出をするもの。総会そのものの議題ではないが、この問題について議論するセッションが設けられている。特に報告義務があるわけではないが来年に国際会議を日本で開催するよう考えており、会議でも提案する予定で、中間的な報告はしたうえで、その来年の会議をもって、それまでに収束しておかなければならないし、条件を整えよということではあるがそれをもって一定の区切りとするのが適切なのではないかと思う。

**玄葉外務大臣：**国際社会へ積極的に説明、発信すること、透明性が大事。先ほどの国際会議は12月に予定しているが、そこで終わりと決めずに、継続的に情報発信していくことが必要。

**藤村官房長官：**追加報告書は原案の通り決定したいがご異議ございませんか。

(※「異議なし」の声)

**藤村官房長官：**では本案の通り決定する。それでは残り時間を自由討議にあてたいと思う。発言の登録がある。山岡国家公安委員長、細野環境大臣の順にご発言をお願いしたい。

**山岡委員長：**警察は全国からのべ60万人以上を動員して行方不明者捜索、取り締まりなどをおこなってきた。ちなみに原発事故避難指示や20キロ圏内の最初の捜索など現場で献身的な努力をしている。引き続き行方不明者はいまだ4000人以上の行方不明者がおり、組織を挙げて捜索に当たっていく。被災地の安全安心のため、犯罪防止のパトロール、取り締まり、広報啓発などを積極的に推進していく。計画的避難区域を重点的に警戒パトロールを実施していく。復興事業に際しての暴力団、暴力団関係者の介入取締りを実施していく。

今後は、本震災の教訓を踏まえ、津波や原子力災害に関する被害想定の見直しを行い、都道府県を超えた支援体制の強化を図る。また、地震で警察の建物が相当壊れているので、耐震化やバックアップ体制、より実践的な訓練に取り組み災害対策本部と協力していく。

**藤村官房長官：**続いて細野環境大臣。

**細野環境大臣：**放射性汚染土壌及び廃棄物の処理であるが、先日新しい法律が成立しこれは環境省が担当することとなっている。現在、実際の施行に向け、政省令の制定などの準備を進めているところであるが、これまで放射性物質について環境省は取り扱っていなかったもので、体制を整えるべく急ピッチで取り組んでいるところ。実際に法律が動くまでの間も、この問題には正面から取り組んでいかねばならない。ぜひ、各省庁の全面的なご協力をお願いを申し上げたい。

もう一点、廃棄物処理の推進について。こちらは先ほど平野大臣からもご報告いただい

たが、様々な皆さんからご協力をいただき、住民の皆さんが生活をしている場所の近くにある災害廃棄物につきましては、本年 8 月末までに仮置き場に搬入するという目標を、福島県の警戒区域を除いては達成することができた。今後については、仮置き場に搬入した廃棄物の処理・処分を平成 26 年 3 月までに実施することといたしている。もちろんこれが、より前倒しをされることを目指してまいりたい。広域処理の推進であるとか、8 月に成立した災害廃棄物処理特例措置法に基づく取り組みも含めまして地方自治体に積極的に支援をしていく必要がある。各省におかれては、災害廃棄物の復旧復興事業における建設資材などの利用などについてこれにかなりの作業が必要となるので、ぜひご協力いただくようお願いしたい。

**藤村官房長官**：それでは、皆さんからご自由に。

**玄葉外務大臣**：被災地出身閣僚として 2 点、外務大臣として 2 点。一つは、お盆に地元へ帰ったのだが、仮設住宅のプロジェクトチームについて、よかったと思う。阪神淡路大震災と違って長くなりますので、様々な改善要望が出てくることとなるため、対応をお願いしたい。もう一つは何と言っても福島の場合は除染。問題は、除染と雇用をどう結び付けるか、もう一つは、自衛隊の活用をどう考えるか。雇用としてやるものと、国が責任を持ってやるもの。事業所に発注するものと自衛隊に出ていただくというのもある。

外務関係で 2 点。先ほど総理も述べられた通り、世界の英知を結集する必要が、原発の収束のみならず、開かれた復興、復興全体について言えるだろうと思う。特区の議論には積極的に関与したい。しっかりと世界の英知を集めるか、あるいは投資を呼び込むか、ということも含めて考えていきたい。最後は、事故収束が大前提ではあるが、農産物と観光の風評被害対策は非常に重い。この対策のために外務省でやれることはやるが、放射能に対するリテラシー、理解のばらつきが非常に問題。放射能と健康に関する説明の仕方をどこかで政府として決めた方がいい。100 ミリシーベルトを超えたらがん発生率が 0.5% 高まるとか、100 ミリシーベルト以下はわからないと一般的には言われている。その部分についての説明ぶりをきちっとしないと、いくら PR しても観光客は来てくれない。ここの説明ぶりが国内向けにも国外向けにも大事なので、ここは関係のところでやってほしい。

**古川国務大臣**：今の玄葉大臣からの発言、特に海外向けのところについては、関係各省もやっておられるが、国際関係は官房のところで震災以後は対応されている。バラバラにやるのではなくて官邸で各省のやることを取りまとめて国際広報室中心に方針を決めてやるべきことをやっていく必要がある。

**山岡国家公安委員長**：自衛隊について、現実に自衛隊がそろい原発周辺での活動が始まるまでに一か月くらいかかっている。警察は現場にいるが自衛隊は中央にいるので指示がなかなかいきわたらない。研究をした方がいいのではないかと。

**小宮山厚生労働大臣**：廃棄物処理では、今朝放送でも細野大臣と平野大臣がテーマになっていたが、アスベスト対策をしっかりとやらないと、ということで、厚生労働省としても、これまで、マスクを国内だけでは足りなくて海外のものを入れて作業員のところに配布した。ボランティアとか住民の方も含めて廃棄物処理の速度も必要だが安全も必要なので、関係するところで、もちろん厚生労働省もしっかりやりますが、しっかりと対応を考えた

ほうがいいのではないか、というのが一点。

それから、平野大臣のご報告に、各自治体によっても差があるという話があったが、これまでも厚労の副大臣として日本は一つしごとプロジェクトという、しごとの復旧に向けたものを今までつくってきたが、早くに方針を決め予算をつけても動けない自治体が、これは被災地の行政が疲弊している面もあって、地方各地から応援も入れているが、これからは特に進捗しないところをどうやって応援をやっていくかということが、雇用だけではないが全体の目配りとどうフォローしていくかということが大事と思う。

**細野環境大臣**：アスベストの問題は重要なご指摘だと思うので、関係省庁と連携をして取り組みを行いたい。玄葉大臣から話があった、放射性物質についてのいろんな考え方の方向性についてだが、その問題は実は深刻であって、しっかり政府全体として取り組む必要があると考えている。菅総理の一つの仕事として、放射性物質汚染対策室というのを内閣官房の佐々木副長官補のところで作っていただき、私が担当大臣ということになっている。今日は関係閣僚の皆さんもいるので是非ご認識をいただきたいのだが、放射性物質について基準を作る会議がそれぞれの省庁にある。具体的には文部科学省に放射線審議会があるし、厚生労働省にも薬事・食品衛生審議会がある。山岡大臣のところ食品安全委員会がある。私のところに原子力安全委員会があり、それぞれが放射線についての専門的な知見を有する有識者の皆さんが委員をされていて、そこでそれぞれの基準、方向性を出すという形になっている。これまでともすれば、それぞれ別々にいろんな議論をしていたため、どれが政府としての見解なのかきわめてわかりにくいという問題があった。そこで、放射性物質汚染対策室に顧問会議を設けておりそれぞれの会議体から、代表者の方に来ていただいて、少なくともいろんな会議で基準を作る場合には、国としての一定の方向性のもとで決めていくという形にした。それぞれの委員会は8条委員会であったりするので、政治的に介入するという事は許されるものではないが、緊急事態なので国としての方向性を持ったうえで個別の基準を設けるということで、是非担当閣僚にはそこをご認識いただいて議論をしっかりと方向づけていくということで取り組んでいただければと思う。

**自見国務大臣**：今後、医療と学校について大事になってくるというお話があったが、医療に関して簡単に申し上げれば、総理が陸前高田に行かれたが、公立私立はいいのだが、民間の診療所が7つあったのだが、全然、流されてしまって復旧していない。今は公立病院だけ、プレハブと思うが、やっている。ところが医者が減り、国立病院機構が少し応援してやろうということになっているが、国立病院の医者は国家公務員。1か月くらいは空けられるが、患者が困る。国家公務員の医者を派遣する際には、大都市も困るかもしれないが被災地の困りようとは違う。ぜひ弾力的に対応を。

**中川文部科学大臣**：福島にご一緒させていただいた。難しい判断を迫られている。いつになったら戻れるのか。政治的にちゃんと答えていかなければならない。除染はモデル事業だけでは弱い。これではなかなか先が見えてこない。自衛隊、消防団、コミュニティー、ボランティア、土木工事として発注する、など、いつまでにどれだけのことをするのか全体のロードマップを決めていく必要。地元はじれている。もう一つ、弾力的に災害査定はしっかりやらなくても着工してよいというような話はずっと前から言い続けてきたが、肝心の市町村長に情報がきちんと到達していない。情報ルートを再検討しないといけないのでは。実はできるのに、遅い遅いと批判している部分が相当あるのではないか。

総合的に対応することが必要。

**前田国土交通大臣：**自治体のまちづくり計画の遅れについて、今中川大臣からも関連する話があった。国交省においては、各自治体の復興計画の策定や復興に向けたコンサルティング業務をずいぶん前から既にやっている。自治体には参考になると思う。もう一つは、石巻まで行ったが、東北地方整備局を中心に、各市町村に関連のある職員を派遣している。したがってある程度は、まちづくりの専門家が市町村ごとに張り付いている。高台に移すかどうか決めかねているところもあると思うので、平野大臣のところでも統括してやっていただいているのでやっていただきたい。

**平野復興担当大臣：**玄葉大臣のご発言について、復興特区制度の活用のお話がありますが、是非とも国際戦略特区の仕組みも活用を考えていただきたい。小宮山大臣の話にあった自治体間の差の話、職員の疲労度にも差があって、これをどうするか、復興本部でも検討して、総務省にもご相談をしたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

医療の問題は医師会、歯科医師会、薬剤師会が協議会を作ってやる気になっている。財政的には厚労省が地域医療再生基金を 120 億積み増しした。お金的には問題ない。あとは人、全国的に来てもらえないかという動きを厚労省としても後押しお願ひしたいと思っているのでぜひお願ひしたい。

**細野環境大臣：**除染について現状を報告する。中川大臣から積極的なご提案をいただいた。再度よく検討してみたいと思う。ただ悩ましいのは、大規模にやると仮置き場を早急につくらないといけないが、必ずしも市町村によってめどが立っていないという問題がある。仮置き場に大量に一気におけるかという問題、仮に置けたとしても、中間貯蔵という問題にすぐなってしまう。大規模な除染というのはその難しい問題と直結している。そこはバランスを考えながら、まずやれる範囲はどこかを確定し、あわせて仮置き場、中間貯蔵のことについて地元としっかり調整を進めてまいりたい。力強い後押しをいただいたのでぜひしっかり取り組みたい。

**鹿野農林水産大臣：**生活圏の除染が中心ということではあるが、農地、林地、河川なりにも問題がある。問題は林地。膨大な林地を全部除染することはできない。ただ、現場を見てきたが、除染した生活圏がいずれまた汚染されてしまうので、生活圏と近い林地は除染をしなくてはならない。中間処理というのは、地元はなかなか認めないが、仮置き場で、コンクリートボックスを置かせてくださいということであれば、ある程度理解が得られるのではないかと。除染を行うには相当な財政措置が必要ということを共通の認識を持たないと進んでいかない。

**藤村官房長官：**本日は、ここまでとする。今後、東日本大震災からの復旧・復興と原子力発電所事故の収束について、皆様と一丸となって取り組んでまいりたいと思うので宜しくお願ひする。

本日は、どうもありがとうございました。

(以 上)